

小山町長等政治倫理条例（案）への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
1ページ 下から10行目	・「町が行う工事等～」の文中「町」の次に「(町が設立した公社並びに資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、または、拠出している公益法人、株式会社及び合同会社を含む。)」を加える。	現在、記載に該当する公社等はないものの、今後の可能性を考慮し、意見のとおり適用範囲について追記する。	政策案に反映したものの
1ページ 下から5行目及び7行目	・「町」の次に「(会計年度任用職員及び臨時職員を含む。)」を加える。	対象を明瞭にするため、意見をふまえ、「町職員(会計年度任用職員及び臨時職員を含む。)」と適用範囲について追記する。	政策案に反映したものの
全体	予防策は記載されているが、取分け倫理基準に違反した疑いが生じたときの審査及び町民による審査請求権等に関することが盛りされていない。したがって、係る違反事件が発生したときは、対処が困難になると考えられる。よって、下記に提示する必要と思われる事項を、(4)「町民及び事業者等の努め」条文の次に盛る。(予防策に加え事件発生の対処策をも盛るのが条例等の制定の一般的な流れと考えられるため)	本案は、理念中心型の条例として、具体的な施策についての詳細規定を設けず、目的達成に向けた町長等の責務、政治倫理基準、宣誓書の提出や町民及び事業者等の努めについて規定し、町民等に宣言するものである。 なお、条例を施行するに際して、その他必要な事項は町長が定めるものとし、当該意見は今後の参考とする。	今後の参考とするもの
全体②	・(請負契約等) 町長等の配偶者、2親等以内の親族及び同居の親族または、同一生計の親族並びに町長等が役員をしている企業または、実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、町が発注する公共	同上	同上

	<p>事業等の請負契約（下請けを含む。）、委託及び物品納入に関する契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。」を盛り。</p>		
全体③	<p>・（政治倫理審査会の設置） 政治倫理確立に関する必要な事項を審査するため、地方自治法第138条の4第3項の規定の基づき、小山町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 第2項以降に、構成委員の人員数、同委員の町長による委嘱、同任期及び会議の公開等の必要事項」を盛り。</p>	同上	同上
全体④	<p>・（秘密の保持） 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 第2項以降に、職務の政治目的のための利用の禁止事項をまた、公平かつ適正に職務遂行の旨」を盛り。</p>	同上	同上
全体⑤	<p>・（町民の調査請求権） 町民は、町長等が第〇条に規定する政治倫理基準、または、第〇条の請負契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、規則（※）で定めるところにより、これを証する資料を添えて、町長に調査を請求することができる。 第2項以降に、調査請求を受けたときは、審査会に審査を付託する義務をまた、町民は、個人の利益または、特定の政治目的のための請求権の行使の禁止条項」を盛り。 ※別途規則の制定の必要あ</p>	同上	同上

	り。		
全体⑥	<p>・(審査会の審査及び公表) 審査会は、前条の規定による審査の付託があったときは、当該事件の適否または、存否の審査を行う。」</p> <p>第2項以降に、審査会は、事情聴取等必要な調査を行うことができる旨をまた、文書による審査結果の町長等及び調査請求者への報告並びに審査結果の公表義務条項」を盛る。</p>	同上	同上
全体⑦	<p>・(町長等協力義務) 町長等は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または会議に出席して意見を述べなければならない。」を盛る。</p>	同上	同上
全体⑧	<p>・(照会) 審査会は、必要があると認めるときは、公務所または、公私の団体に照会して事件の実態を明らかにすることができる。」を盛る。</p>	同上	同上
全体⑨	<p>・(虚偽報告等の公表) 審査会は、町長等が第〇条による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたときまたは、調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。」を盛る。</p>	<p>同上</p> <p>※資産報告については、全体⑩参照</p>	同上
全体⑩	<p>・(審査会措置) 審査会は、審査の結果、第〇条(政治倫理基準)または、第〇条(請負契約等)に反する事実があると認められるときは、町長等に対し、必要と認める措置を勧告することができる。</p> <p>第2項に、勧告は文書をもって行い、理由を付さなければ</p>	同上	同上

	ばならない。」を盛り		
全体⑪	その他審査会運営に必要な事項を盛り。	同上	同上
全体⑫	・(資産報告書の提出) 審査会は、事件の解明のため必要があるときは、第〇条(請負契約等の条文)に掲げる者に対し規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。」を盛り。	政治倫理確立のための小山町長の資産等公開条例(平成7年条例第19号)あり。 ※政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条に基づき、町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるもの。	既に反映済のもの
その他	パブリックコメント制度について、意見を求めるときは、概要だけでなく条例(案)自体が提示されていないと正確に意見を提示することが困難と思われるため、次回以降検討を願いたい。	本制度を実施するにあたり、本件は議案を想定していることから、議会制民主主義のもと、町が案の考えをまとめる際に広く町民等の意見を聞き、議会審議の参考となるより質の高い原案を作成することと、その策定過程を透明化することを目的としている。 また、案を公表する際には、その内容を十分に理解できるよう分かりやすいものとし、意見提出において、適切な判断ができるよう資料内容に努めるものであり、当該意見は今後の参考とする。	今後の参考とするもの